

# 在宅重度障害者住宅改造事業費の助成

重度障害者が在宅で自立し生活できる住環境を整備し、生活の助長を図ることを目的に、住宅改造費用の一部を助成します。新築、増築または改築工事は助成の対象になりません。

ただし、住宅改造工事をする前に、市に必要書類を提出する必要があります。

また、所得による支給制限があり、本人・配偶者・扶養義務者の所得額によっては、助成を受けられない場合があります。

## ■ 対象者

彦根市に住所を有する、次の条件すべてに該当するもの

- ① 身体障害者手帳(肢体不自由もしくは視覚障害の1・2級)または療育手帳A1・A2の交付を受けているもの
- ② 過去に彦根市高齢者住宅小規模改造助成事業、在宅重度障害者住宅改造助成事業による助成を受けていないもの

※対象者が借家等に居住する場合は、住宅改造する家の所有者の承諾が必要です。

※日常生活用具給付事業による住宅改修、介護保険制度の住宅改修が適用できる場合はそちらが優先です。

※年度内(3月31日まで)に工事が完了する必要があります。

## ■ 助成額

対象経費の2分の1で、上限額は200,000円 ※原則として1つの住宅につき助成は1回です。

## ■ 対象工事

手すりの取付・床段差の解消・洋式便器等への変更・廊下や脱衣所の拡充など

## ■ 申請方法

### 1 改造前

住宅改造工事をする前に、市障害福祉課に次の書類を提出してください。

- ① 彦根市在宅重度障害者住宅改造事業費助成金交付申請書(金額と日付は、空けておいてください)
- ② 改造にかかる見積書の原本  
※改造箇所が複数ある場合は、それぞれの箇所ごとの見積金額が分かるように作成してください。人件費等は取り付け費用等に含めて作成してください。
- ③ 改造箇所の図面  
改造内容がわかるように作成してください。
- ④ 改造箇所の写真(改造前)  
工事前に、改造箇所の確認のため職員が訪問させていただきます。
- ⑤ 承諾書(日付は、空けておいてください)  
※彦根市在住期間が1年未満の場合は、収入状況およびこれに対する市町村民税課税状況がわかる書類(課税証明書等)をご用意ください。

### 2 改造後

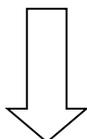
住宅改造の工事終了後に、市障害福祉課に次の書類を提出してください。

- ① 彦根市在宅重度障害者住宅改造事業費助成金実績報告書(日付は、空けておいてください)
- ② 彦根市在宅重度障害者住宅改造事業費助成金交付請求書(金額と日付は、空けておいてください)  
※本人名義(本人が18歳未満の場合は保護者名義)の口座を記入してください。
- ③ 通帳の写し(名義、口座番号が記載されたページ)
- ④ 改造箇所の写真(改造後)
- ⑤ 改造に要した費用の領収証の写し

○手続きの流れ

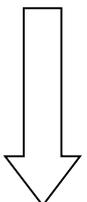
住宅改造の工事前

申請者



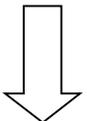
必要な書類を揃えて市障害福祉課に提出してください。  
(追加で書類の提出をお願いする場合があります。)

彦根市 障害福祉課



申請後、障害福祉課職員が改造箇所の確認のため訪問します。  
改造箇所の確認後、受給条件・提出書類等を確認・審査した後に、  
彦根市在宅重度障害者住宅改造事業費助成金交付決定(却下)通知書  
を通知します。

申請者



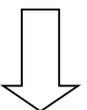
決定通知を確認後、業者に工事を依頼してください。

工事事業者等

住宅改造の工事終了後

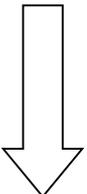
※年度内(3月31日まで)に工事が完了する必要があります。

申請者



工事完了後、速やかに、必要な書類を揃えて市障害福祉課に提出してください。

彦根市 障害福祉課



提出書類を確認・審査した後に、  
請求書に記入された口座に助成金を振込みます。  
振込日は後日通知します(請求日から約1か月後です)。

申請者

問合せ先

彦根市障害福祉課

〒522-0041 彦根市平田町 670(彦根市福祉センター内)

TEL 0749-27-9981 FAX 0749-30-9231